

新旧対照表

○自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針

新	旧
<p>自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針 平成十四年七月三十一日 千葉県告示第六百二十六号</p> <p>第1 目的 この指針は、千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定により、自動車の使用に伴う窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等による環境への負荷の低減を図るための事業者及び県民の取組目標及び目標達成に向け計画的に取り組むべき内容等について定めるものである。</p> <p>第2 主体別の取組目標の設定 1 特定事業者 条例第五十五条の二第一項に規定する特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等による環境への負荷の低減を目的として、最新の自動車排出ガス規制基準適合車（以下「最新規制適合車」という。）の導入、低公害車の導入、自動車の使用の抑制その他のこの指針に定める内容について、同項の規定により自動車環境管理計画書を作成し、事業者自らの取組目標を設定し計画的かつ効果的に実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)自動車の導入計画</u> 特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車の導入計画を作成し、</p>	<p>自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針 平成十四年七月三十一日 千葉県告示第六百二十六号</p> <p>一 目的 この指針は、千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定により、自動車の使用に伴う窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等による環境への負荷の低減を図るための事業者及び県民の取組目標及び目標達成に向け計画的に取り組むべき内容等について定めるものである。</p> <p>二 主体別の取組目標の設定 1 特定事業者 条例第五十五条の二第一項に規定する特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等による環境への負荷の低減を目的として、最新の自動車排出ガス規制基準適合車（以下「最新規制適合車」という。）の導入、低公害車の導入、自動車の使用の抑制その他のこの指針に定める内容について、同項の規定により自動車環境管理計画書を作成し、事業者自らの取組目標を設定し計画的かつ効果的に実施する。</p> <p><u>(一)自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の削減計画</u> 特定事業者は、次に掲げるところにより事業活動に使用する自動車の導入計画を定め、実施するものとする。 <u>(1)特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の実態を把握する。</u> <u>(2)特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、自らの事業活動に使用する自動車から排出する窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図る。</u></p> <p><u>(二)自動車の導入計画</u> 特定事業者は、自らの事業活動に使用する自動車の導入計画の作成に当</p>

新	旧
<p><u>実施するものとする。導入計画の作成に当たっては、次に掲げるところにより、低公害車のうち電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）の導入を優先することとし、代替できる電動車がない場合は、その他の低公害車かつ低燃費車を導入するなど、より環境への負荷の少ない自動車への代替を進めるものとする。</u></p> <p>ア 低公害車の導入 特定事業者は、次に掲げるところにより低公害車の導入計画を定め、実施するものとする。 (ア) 自らの業種及び業態に応じ、低公害車を導入する。 <u>(イ) 低公害車を導入するにあたり、代替できる電動車がない場合を除き、電動車の導入に努めるものとする。</u> <u>(ウ) 条例第五十六条の二第一項の規定により、一定規模の自動車を使用する特定事業者にあつては、低公害車の導入割合を千葉県環境保全条例施行規則（平成七年千葉県規則第七十八号。以下「規則」という。）第二十九条第二項に規定する割合以上となるよう、自動車の新規購入、更新等を積極的かつ計画的に進める。</u> <u>(エ) (ウ) 以外の特定事業者にあつては、条例第五十六条の二第一項の規定に準じて低公害車の導入割合を規則第二十九条第二項に規定する割合の水準とする等、積極的かつ計画的に低公害車の導入に努める。</u></p> <p>イ 低燃費車の導入 特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量の削減を図るため、自らの事業活動に使用する自動車の新規購入、更新等において低燃費車の積極的かつ計画的な導入に努めるものとする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 自動車使用の抑制</u> 特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図り、</p>	<p><u>たつては、次に掲げるところにより、低公害車であり、かつ、低燃費車であるものの導入を優先することとし、低公害車であり、かつ、低燃費車であるものの導入が困難な場合は低公害車を、低公害車の導入も困難な場合には低燃費車を導入することにより、より環境への負荷の少ない自動車への代替を進めるものとする。</u></p> <p>(1) 低公害車の導入 特定事業者は、次に掲げるところにより低公害車の導入計画を定め、実施するものとする。 イ 自らの業種及び業態に応じ、低公害車を導入する。 <u>(追加)</u></p> <p>ロ 条例第五十六条の二第一項の規定により、一定規模の自動車を使用する特定事業者にあつては、低公害車の導入割合を千葉県環境保全条例施行規則（平成七年千葉県規則第七十八号。以下「規則」という。）第二十九条第二項に規定する割合以上となるよう、自動車の新規購入、更新等を積極的かつ計画的に進める。 ハ ロ 以外の特定事業者にあつては、条例第五十六条の二第一項の規定に準じて低公害車の導入割合を規則第二十九条第二項に規定する割合の水準とする等、積極的かつ計画的に低公害車の導入に努める。</p> <p>(2) 低燃費車の導入 特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量の削減を図るため、自らの事業活動に使用する自動車の新規購入、更新等において低燃費車の積極的かつ計画的な導入に努めるものとする。 <u>(3) 低公害車及び低燃費車の導入が困難な場合の対応</u> <u>特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、低公害車及び低燃費車の導入が困難な車種においては、最新規制適合車や粒子状物質減少装置の装着等の措置を計画的に実施するものとする。</u></p> <p>(三) 自動車使用の抑制 特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、自らの事業活動に使用する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図り、</p>

新	旧
<p>計画的に自動車の走行量及び燃料の使用量の削減に努めるため、次に掲げるところにより、自動車の使用を抑制するための計画を定め、実施するものとする。</p> <p>ア 複数の事業者による共同の輸送・配送を行うことにより、積載効率の向上を図る。</p> <p>イ 自動車以外の合理的な輸送手段を選択する。</p> <p>ウ 事業所と輸送中の自動車間及び輸送中の自動車相互間の情報交換により、自動車の効率的な走行ルートを選択する。</p> <p>2 特定事業者以外の自動車の使用者</p> <p>特定事業者以外の自動車を使用する事業者及び県民は、その事業、日常生活その他の活動に伴い使用する自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等の環境への負荷の低減を目的として、最新規制適合車の導入、低公害車の導入、自動車の使用の抑制その他のこの指針に定める特定事業者に係る内容に準じて、自ら自主的な取組目標を定め実施するものとする。</p> <p><u>3 輸送事業等の自動車の使用者</u></p> <p><u>輸送事業者等は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）の定めるところにより、輸送に係るエネルギーの使用の目標を定めるとともに、その達成のための中長期的な計画を作成し、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、本指針で対象とする輸送事業等は、次のとおりとする</u></p> <p><u>(1)貨物自動車を使用する貨物輸送事業</u></p> <p><u>(2)バスを使用する旅客事業</u></p> <p><u>(3)タクシーを使用する旅客事業</u></p> <p><u>(4)荷主（自らの事業に関して貨物を継続して上記(1)の事業者に輸送させる者、又は、自らの事業に関して他の事業者が継続して上記(1)の事業者に行わせる貨物の輸送について、当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として、経済産業省令で定める要件に該当する者）</u></p> <p>第3 条例で規定する事項の遵守及び自主的に取り組む事項</p> <p>自動車を使用する事業者は、条例で規定する事項を遵守するために、次に掲げるところにより、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減のために取</p>	<p>計画的に自動車の走行量及び燃料の使用量の削減に努めるため、次に掲げるところにより、自動車の使用を抑制するための計画を定め、実施するものとする。</p> <p>(1)複数の事業者による共同の輸送・配送を行うことにより、積載効率の向上を図る。</p> <p>(2)自動車以外の合理的な輸送手段を選択する。</p> <p>(3)事業所と輸送中の自動車間及び輸送中の自動車相互間の情報交換により、自動車の効率的な走行ルートを選択する。</p> <p>2 特定事業者以外の自動車の使用者</p> <p>特定事業者以外の自動車を使用する事業者及び県民は、その事業、日常生活その他の活動に伴い使用する自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質、騒音及び振動、二酸化炭素等の環境への負荷の低減を目的として、最新規制適合車の導入、低公害車の導入、自動車の使用の抑制その他のこの指針に定める特定事業者に係る内容に準じて、自ら自主的な取組目標を定め実施するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>三 条例で規定する事項の遵守及び自主的に取り組む事項</p> <p>自動車を使用する事業者は、条例で規定する事項を遵守するために、次に掲げるところにより、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減のために取</p>

新	旧
<p>り組む対策を定め、実施するものとする。自動車を使用する者が、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減につながる自主的な取組を進める場合も、同様とする。</p> <p>1 車両の維持管理 エアクリナーの清掃又は交換、燃料噴射ノズルの点検又は整備、エンジンオイルの定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持等を適正に行うことで、自動車の性能維持を図り、排出ガスの量、燃料使用量並びに騒音及び振動の抑制を図る。</p> <p>2 適正な運転の実施 (1)自動車の運転に際しては、空ぶかしや急発進及び急加速運転をしないこと等を徹底し、燃料消費量の少ない経済速度走行の励行、不要な積荷の抑制等環境に配慮した適正な運転に努める。 (2)事業者は、適正な運転のためのマニュアルの作成、従業員の教育等を行い、適正な運転の実施の徹底を図る。</p> <p>3 アイドリング・ストップの義務 (1)自動車を使用する者は、環境への負荷の低減のため不要なアイドリングを行わない。 (2)事業者は、運転者に対する計画的な研修の実施等により、アイドリング・ストップの徹底を図る。 (3)駐車場の設置者及び管理者は、駐車場の利用者へのアイドリング・ストップを呼びかける表示を掲げること等により、アイドリング・ストップの周知を図る。</p> <p>4 建設機械及び農業機械等の特殊自動車の適正使用 ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械及び農耕用トラクター等の農業機械の使用人は、これらの機械の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、適正な燃料の使用、適正な整備、適正な運転、アイドリング・ストップ等条例で規定する事項に準じた取組を自主的に実施する。</p> <p>5 その他の自主的取組の実施 (1)自家用車を使用する者は、自動車排出ガスの量の抑制や交通の円滑化等を図るため、自家用車から公共交通機関の利用の転換が可能な場合にあつては、公共交通機関の利用に努める。 (2)事業者は、従業員に対して通勤時における事業用自動車の使用の自粛を</p>	<p>り組む対策を定め、実施するものとする。自動車を使用する者が、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減につながる自主的な取組を進める場合も、同様とする。</p> <p>1 車両の維持管理 エアクリナーの清掃又は交換、燃料噴射ノズルの点検又は整備、エンジンオイルの定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持等を適正に行うことで、自動車の性能維持を図り、排出ガスの量、燃料使用量並びに騒音及び振動の抑制を図る。</p> <p>2 適正な運転の実施 (一)自動車の運転に際しては、空ぶかしや急発進及び急加速運転をしないこと等を徹底し、燃料消費量の少ない経済速度走行の励行、不要な積荷の抑制等環境に配慮した適正な運転に努める。 (二)事業者は、適正な運転のためのマニュアルの作成、従業員の教育等を行い、適正な運転の実施の徹底を図る。</p> <p>3 アイドリング・ストップの義務 (一)自動車を使用する者は、環境への負荷の低減のため不要なアイドリングを行わない。 (二)事業者は、運転者に対する計画的な研修の実施等により、アイドリング・ストップの徹底を図る。 (三)駐車場の設置者及び管理者は、駐車場の利用者へのアイドリング・ストップを呼びかける表示を掲げること等により、アイドリング・ストップの周知を図る。</p> <p>4 建設機械及び農業機械等の特殊自動車の適正使用 ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械及び農耕用トラクター等の農業機械の使用人は、これらの機械の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、適正な燃料の使用、適正な整備、適正な運転、アイドリング・ストップ等条例で規定する事項に準じた取組を自主的に実施する。</p> <p>5 その他の自主的取組の実施 (一)自家用車を使用する者は、自動車排出ガスの量の抑制や交通の円滑化等を図るため、自家用車から公共交通機関の利用の転換が可能な場合にあつては、公共交通機関の利用に努める。 (二)事業者は、従業員に対して通勤時における事業用自動車の使用の自粛を</p>

新	旧
<p>働きかけるとともに、環境への負荷を低減するため条例に規定する事項に対する具体的な取組を記載したマニュアルの作成等により、取組内容を周知し、徹底する。</p> <p>第4 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例の<u>遵守</u></p> <p>ディーゼル自動車（乗用車を除く。以下同じ。）を使用又は運転する事業者及び県民は、次に掲げる手法等により千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号。以下「ディーゼル条例」という。）<u>を遵守する。</u></p> <p>1 運行規制への対応</p> <p><u>次に掲げるところにより、低公害車への更新を積極的に進めるとともに、ディーゼル条例第四条の規定による粒子状物質排出基準の遵守状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>(1)ディーゼル車の使用年数等を踏まえ、電動車をはじめとした低公害車への更新を積極的に進める。</u></p> <p><u>(2)荷主等の立場にある事業者は、貨物及び旅客の輸送等の委託を受ける者からディーゼル車規制への対応策の内容及び実施状況について定期的に報告を受けること等により、ディーゼル条例の遵守の状況の確認を行う。</u></p> <p>2 燃料規制への対応</p> <p>粒子状物質を増大させる燃料を使用しないため、使用燃料の成分表を燃料の供給先から取得する等により、適正な燃料であることを確認する。</p>	<p>働きかけるとともに、環境への負荷を低減するため条例に規定する事項に対する具体的な取組を記載したマニュアルの作成等により、取組内容を周知し、徹底する。</p> <p>四 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例への<u>対応</u></p> <p>ディーゼル自動車（乗用車を除く。以下同じ。）を使用又は運転する事業者及び県民は、次に掲げる手法等により千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号。以下「ディーゼル条例」という。）<u>に基づく粒子状物質に係る規制への対応を計画的に実施するものとする。</u></p> <p>1 運行規制への対応</p> <p><u>ディーゼル条例第四条に規定する粒子状物質排出基準の遵守義務が平成十五年十月一日から施行されることに伴い、低公害車への更新を積極的に進めるため、次に掲げるところにより、ディーゼル車規制への対応策に係る計画を定め、実施するものとする。</u></p> <p><u>(一)ディーゼル車の使用年数、低公害車の供給状況を踏まえ、CNG（圧縮天然ガスをいう。以下同じ。）、ガソリン等を燃料とする低公害車への更新を積極的に進める。</u></p> <p><u>(二)使用するディーゼル車に対応する低公害車が供給されていない場合又はCNGを供給するスタンドが事業所の近くにない場合等の理由により、低公害車への更新が困難である場合は、最新規制適合車であるディーゼル車等に更新する。</u></p> <p><u>(三)やむを得ず最新規制適合車でないディーゼル車を引き続き使用する場合は、知事が指定する粒子状物質減少装置を装着する。</u></p> <p><u>(四)荷主等の立場にある事業者は、貨物及び旅客の輸送等の委託を受ける者からディーゼル車規制への対応策の内容及び実施状況について定期的報告を受けること等により、ディーゼル条例の遵守の状況の確認を行う。</u></p> <p>2 燃料規制への対応</p> <p>粒子状物質を増大させる燃料を使用しないため、使用燃料の成分表を燃料の供給先から取得する等により、適正な燃料であることを確認する。</p>